省　令

○経済産業省令第十三号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条及び第四十一条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十五日

経済産業大臣　直嶋　正行

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第八号中「除く。」の下に「第四十六条第一項の表において同じ。」を加え、「第五条第一項」を「第六条第一項第一号」に改める。

第四十四条の四の次に次の一条を加える。

（名称等の変更）

第四十四条の四の二　第二十九条第一項第二十五号の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）は、その名称若しくは住所又は記録保存業務を行う事業所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

第四十四条の五中「第二十九条第一項第二十五号の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）が前条各号」を「指定記録保存機関が第四十四条の四各号」に改める。

第四十四条の七中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第四十四条の四の二の規定による届出があったとき。

1　財団法人電気通信端末機器審査協会

設計認証を受けた者の氏名又は名称	設計認証に係る設計に基づく端末機器の種類	設計認証に係る設計に基づく端末機器の名称	設計認証番号	設計認証をした年月日
京セラミタ株式会社	電話用設備に接続される端末機器	ＬＳ－1128ＭＦＰ	A09019301	平成21年6月3日
加賀電子株式会社	電話用設備に接続される端末機器	ＫＮＫ－Ｓ01	A09020001	平成21年6月3日
株式会社日立コミュニケーションテクノロジー	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	ＲＴ－Ｓ300ＨＩ	D09201001	平成21年6月3日
株式会社日立コミュニケーションテクノロジー	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	ＰＲ－Ｓ300ＨＩ	D09202001	平成21年6月3日
ＭＩＣＲＯ－ＳＴＡＲ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ　ＣＯ.，ＬＴＤ.	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	L09603V7	D09184001	平成21年6月4日
Elitegroup Computer Systems Co., Ltd	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	Ｉ50ＩＬ１又はＩ50ＩＩ１	D09189001	平成21年6月4日
古河電気工業株式会社	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	FITELnet－Ｆ160	D09188001	平成21年6月5日
ロジテック株式会社	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	ＬＢＴ－ＨＳ120Ｃ２	D09194001	平成21年6月5日
Zhone Technologies, Inc.	電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	6381－Ａ４－200	ＡＤ09019901	平成21年6月5日
英華達（南京）科技有限公司	電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	Ｈ31ＩＡ	ＡＤ09020301	平成21年6月10日
ＡＳＵＳＴＥＫ　ＣＯＭＰＵＴＥＲ　ＩＮＣ.	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	Ｇ60	D09021001	平成21年6月10日
キヤノン電子株式会社	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	Ｓ41285	D09019201	平成21年6月11日
シャープ株式会社	電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	ＤＭ004ＳＨ	ＡＤ09020401	平成21年6月11日

第四十六条第一項の表の第十三号を次のように改める。

十三　第十九条第二号の排水基準に適合しない坑水若しくは廃水を排出したとき、同条第七号に規定する要件に該当する坑水若しくは廃水が地下に浸透した場合に適合しない状態（以下この号において「不適合」という。）のとき又は同条第十号に規定する油の排出により鉱害を発生したとき	坑水若しくは廃水の排出若しくは浸透又は不適合若しくは鉱害の発生後速やかに	坑水若しくは廃水の排出若しくは浸透、不適合又は鉱害の状況
	坑水若しくは廃水の排出若しくは浸透又は不適合若しくは鉱害の発生した日から三十日以内	坑水若しくは廃水の排出若しくは浸透、不適合又は鉱害の状況及び講じた措置の詳細

告　示

○総務省告示第九十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百三条において準用する第九十二条第一項の規定に基づき登録認定機関から設計認証の報告を受けたので、同法第百三条において準用する第九十二条第二項及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）第十九条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十五日

総務大臣　原口　一博

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。